

くらしの知っ得ガイド

依然として多い定期購入トラブル

SNS（Instagram、Facebook）等に表示された「低価格」や「いつでも解約可能」などを強調した広告から販売サイトにアクセスして注文したところ、購入回数が定められていたり、初回で解約の場合は定価との差額の支払いが必要などの条件があった、解約したいが電話が繋がらないなど、通信販売の定期購入に関する相談が全国の消費生活センターに依然として多く寄せられています。

【皆さんへのアドバイス】

- ・インターネット通販は、広告内容のほか、注文サイトに販売会社名や住所、連絡のつく電話番号が正確に記載されているか、また、商品代金や総額、定期購入などの条件の有無、返品や解約の条件・方法等の記載内容をしっかり確認し、利用規約などもよく読み利用しましょう。（販売会社の情報は特定商取引に基づく表記や会社概要を確認しましょう）
- ・いつでも解約可能となっても、電話が繋がりにくく容易に解約手続きができない可能性があるため、注文前に販売会社の情報や評判をよく確認しましょう。
- ・国民生活センターのホームページに「消費者トラブルFAQ」が開設されていますので、ご活用ください。（URL <https://www.faq.kokusen.go.jp/>）

『ひとりで悩まずにまずは相談を！』

相談は、中標津町消費生活センター（役場生活課内）内線 222 まで